

平成 27 年度 事業報告書

自 平成 27 年 10 月 1 日
至 平成 28 年 9 月 30 日

一般財団法人 日本鯨類研究所

事業報告書

I. 法人の概況

1. 設立年月日

昭和 62 年 10 月 30 日

2. 定款に定める目的

鯨類その他の海産哺乳類に関する試験研究及び調査並びに鯨類その他の海産哺乳類に係る国際情勢に関する調査等を行うことにより、もって国際的な水産資源の適切な管理と利用に寄与することを目的とする。

3. 定款に定める事業内容

前記 2 の目的を達成するため本邦及び海外において次の事業を行う。

- ① 国際的な水産資源の適切な管理と利用のための鯨類その他の海産哺乳類に関する試験研究及び調査
- ② 鯨類その他の海産哺乳類に関する資料の収集及び提供
- ③ 鯨類その他の海産哺乳類に係る国際情勢に関する調査及び情報収集並びに提供
- ④ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

4. 監督機関に関する事項

内閣府

5. 会員の状況

賛助会員 法人会員 186 社、個人会員 177 名

6. 主たる事務所の状況

〒104-0055 東京都中央区豊海町 4 番 5 号

TEL : 03-3536-6521 (代表) FAX : 03-3536-6522

7. 評議員に関する事項

(平成28年9月30日現在)

氏名	職歴又は現職
加藤 秀弘	国立大学法人東京海洋大学学術研究院教授
川口 恭一	一般社団法人全国水産技術者協会会長
三軒 一高	捕鯨を守る全国自治体連絡協議会会長
野口 裕之	産経新聞社東京本社編集局政治部専門委員
山本 裕子	大東文化大学法学部教授
弓削 志郎	前公益財団法人海洋生物環境研究所理事長

8. 役員に関する事項

(平成28年9月30日現在)

役職名	氏名	職歴又は現職
理事長	藤瀬 良弘	一般財団法人日本鯨類研究所理事長
(非常勤)理事	長岡 英典	一般社団法人大日本水産会常務理事
()理事	平松 一彦	国立大学法人東京大学大気海洋研究所准教授
()理事	安成 椰子	株式会社水産経済新聞社代表取締役社長
()理事	吉岡 基	国立大学法人三重大学大学院教授
監事	宮本 俊和	一般社団法人自然資源保全協会理事

9. 職員に関する事項 (職員数)

(平成28年9月30日現在)

	参事	部長 部次長 等	課長 課長補佐 研究室長	係長 主任研究員	課員 研究員	計
参事	1					1
総務部		1	4	2		7
調査研究部		4	7	4	3	18
計	1	5	11	6	3	26

10. 評議員会、役員会等に関する事項

(1) 評議員会の開催

開催年月日	議案
平成27年11月27日 定時評議員会	1. 平成26年度事業報告、計算書類(案)及びこれらの附属明細書(案)の報告及び承認並びに公益目的支出計画実施報告書の報告の件 2. 理事及び監事の任期満了に伴う改選の件

(2) 理事会の開催

開催年月日	議案
平成27年11月12日 定時理事会	1. 平成26年度事業報告(案)、計算書類(案)及びこれらの附属明細書(案)の承認並びに公益目的支出計画実施報告書(案)の承認の件 2. 特定個人情報保護規程及び名誉顧問の設置に関する規程制定の研 3. 諸規定の一部改正の件 4. 定時評議員会の招集について
平成27年11月27日 臨時理事会	1. 代表理事1名選定の件
平成28年3月23日 臨時理事会	1. 用船料算定基準改訂の件 2. 「一般財団法人日本鯨類研究所定年再雇用規程」制定の件 3. 「一般財団法人日本鯨類研究所組織規程」一部改正の件
平成28年7月22日 臨時理事会	1. 事業年度の期間変更の件
平成28年9月28日 定時理事会	1. 平成28年度事業計画(案)及び収支予算(案)承認の件 2. 「理事会運営規則」一部改正の件

II. 事業の概要

海洋生物資源は、その再生産力を利用することにより、持続的に利用することができる資源である。当研究所はこれまでと同様に、政府の許可の下で行う鯨類捕獲調査を事業の柱とし、それによって得られる資試料を用いて研究を実施し、鯨類資源の持続的利用のための科学的ベースを提供する。さらに鯨類その他の海産哺乳類の利用・管理に関する国際的動向についての情報収集とその分析を行って、鯨類を中心とした海洋生物資源の持続的利用に関する啓発普及活動をより一層推進していくとともに、国内外の関係諸機関との連携、協力を図りながら以下の事業を実施した。

なお、当研究所の各事業における今年度の当該期間は下記の通りである。

	事業名	当該期間
1.	鯨類資源等持続的利用国際推進事業	平成27年4月～平成28年3月
2.	鯨類捕獲調査円滑化等事業	
3.	南極海生物生態系調査事業	
4.	鯨資源調査等委託事業のうち鯨資源調査事業	
5.	鯨資源調査等委託事業のうちDNA検査事業	
6.	日本沿岸域鯨類調査受託事業	
7.	DNA検査事業登録事業	平成27年10月～平成28年9月
8.	鯨友の会	
9.	賛助会	
10.	国際情勢に関する調査及び情報収集並びに提供事業	平成27年10月～平成28年3月
11.	資料の収集と提供事業	

※当研究所の主幹事業である南極海及び北西太平洋における鯨類捕獲調査事業は、一昨年度から安定的な実施と将来に向けた財務体質の改善を目指し、特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構から助成を受けた鯨類捕獲調査改革推進事業（KKP）として実施している。

しかしながら、平成26年3月の国際司法裁判所（ICJ）の判決を受けて、平成26年の南極海調査については目視調査として実施することとなり、平成27年に実施した新南極海鯨類科学調査とともにKKP3年目の事業として整理し、当研究所の平成28年度事業年度に組み入れることとなったため、今年度の事業では、鯨類捕獲調査事業は含まれていない。

1. 鯨類資源等持続的利用国際推進事業

本事業は、当研究所が実施する鯨類捕獲調査及び鯨類資源管理に関する我が国の立場について、国際社会の理解を深めるため、持続的利用の支持国を広げるとともに、国際交渉の場において支持国との連携を強化することを目的としている。

平成27年度は、特に南極海での新たな鯨類調査計画案への理解を深める、国内外の関係者及び専門家等が参加する会合の開催や、諸外国への専門家の派遣を行った。

2. 鯨類捕獲調査円滑化等事業

本事業は、南極海及び北西太平洋において鯨類捕獲調査を実施するにあたり、反捕鯨団体による妨害行為が年々過激化し多様化する現状を踏まえ、安全かつ確実な調査が遂行できるよう、想定される妨害行為に対応した妨害予防対策等を講ずること及び国際司法裁判所の判決に対応すべく、非致命的調査の実行可能性の検証に必要な調査船の運航や国内外の研究機関との連携強化、及び調査結果や鯨関連文化等に関する情報発信を行うことを目的としている。

平成27年度は、平成27年4月1日から平成28年3月31日の間に、北西太平洋においては第二昭南丸を60日、また南極海においては第二勇新丸を13日及び第三勇新丸を111日間派遣した

ほか、非致命的調査の実行可能性の検証を行った。

また、平成 27 年 12 月 11 日には、パネルディスカッション「ニッポン捕鯨政策再考－海外からみた日本の捕鯨政策－」を東京大学山上会館大会議室において、当研究所主催により開催した。大学教授や IWC 日本政府代表による基調講演の後、長く持続的利用の推進に従事してこられた海外コンサルタント 4 名も加わりパネルディスカッションを行った。当日は、一般人、水産業界関連団体関係者、日鯨研賛助会員、各大学の学生、記者、在京大使館関係者、NGO 関係者等で約 100 名の参加があった。

3. 南極海生物生態系事業

本事業は、国際司法裁判所の判決をふまえ、非致命的調査手法の導入に関する検討の一つとして、南極海における鯨類の餌生物資源の生態系に関する調査を実施し、鯨類の餌生物の資源量や分布状況を調査することを目的としている。

平成 27 年度は、南極海に第三勇新丸を派遣し、鯨類の餌生物資源の生態系について、魚群探知機及びその他の調査機材等を用いた調査を 4 日間実施、調査で得られたデータにより国際司法裁判所の判決に対応するべく非致命的調査手法の導入に関する検討を行った。本調査には、調査研究部の和田研究員が乗船し、調査を行った。

4. 鯨資源調査等対策委託事業のうち鯨資源調査事業

(1) 北太平洋鯨類目視調査

本調査は、北太平洋におけるミンククジラなどのヒゲクジラ類を中心とした鯨類の分布状況の把握、ならびにその資源量推定のための目視情報の収集を目的としている。

平成 27 年の調査海域は、北緯 35 度-52 度、東経 157-170 度の海域を対象とした。調査船として、勇新丸（西層担当）及び第二勇新丸（東層担当）を使用した。調査期間は、平成 27 年 4 月 23 日に勇新丸及び第二勇新丸とも下関港を出港し、6 月 6 日に東京港へ入港するまでの 45 日間の航海を実施した。

(2) IWC/日本共同北太平洋鯨類目視調査（以下、「IWC-POWER」という）

本調査は、国際捕鯨委員会 (IWC) / 科学小委員会 (SC)（以下、「IWC/SC」という。）の主要研究課題に則って実施しているもので、主に北半球産鯨類の分布、豊度解析及び系統群判別に必要な目視情報の収集を行うことを目的としている。

平成 27 年は、調査船として第三勇新丸を用船し、北緯 20 度以北、同 30 度以南、東経 170 度以東、西経 160 度以西（公海及び米国 EEZ を含む）を調査海域とした。平成 27 年 7 月 2 日の塩釜港出港から 8 月 30 日の塩釜港入港まで、60 日間の航海を実施した。当研究所の調査研究部松岡次長が調査団長を務めた。

また、平成 27 年 10 月 7 日から 10 日まで、水産庁船員詰所において本調査の計画会議が開催された。前半には現在の進行中の短期計画の結果や将来計画に関して科学的な助言があり、後半には 2016 年の調査計画について議論が行われた。本会合には、ドノバン IWC 科学部長をはじめ、IWC/SC メンバー、水産庁、国際水研、共同船舶の関係者ら、6 カ国 17 名が参加した。当研

究所からは調査研究部の松岡次長と袴田室長の2名が参加した。

5. 鯨資源調査等対策委託事業のうちDNA検査事業

違法に捕獲された鯨肉の国内流通の防止及び我が国において捕獲・混獲される鯨類の適正な管理や商業捕鯨再開のための監視取締制度の確立及び我が国沿岸で混獲される鯨の系群等の情報の確立のため市場でクジラ製品を購入し、DNA分析により種判別と個体識別を行う。DNA検査に用いるサンプルは、水産庁資源管理部国際課が指定する市場等で収集した。

平成27年度は、平成27年9月14日から12月22日にわたり、14道府県19市町の百貨店、量販店、スーパーストア、専門店、小売市場あるいは中央市場で販売されている鯨製品（赤肉類、本皮類あるいは畝須類）の計350サンプルを収集し、DNA分析に供した。

6. 日本沿岸域鯨類調査受託事業

北西太平洋鯨類捕獲調査（以下「JARPN II」という。）計画の一部として実施されている沿岸域調査は、平成14年から釧路沖で、また平成15年から三陸沖で実施されている。当研究所は平成14年より平成21年までの間、日本政府より特別許可を受けて、実施主体として本事業を行ってきたが、平成22年からは、当研究所に代わって一般社団法人地域捕鯨推進協会（以下「地推協」という。）が実施主体として特別許可を受けて実施することとなり、当研究所は地推協からの委託を受け、調査の実施と分析を担当している。

（1）三陸沖調査

本調査は、地推協より委託を受け当研究所が実施主管となり、国立大学法人東京海洋大学（以下、「海洋大」という。）及び国立研究開発法人水産研究・教育機構 国際水産資源研究所（以下、「国際水研」という。）の協力をもとに、調査を実施している。

平成27年の三陸沖鯨類捕獲調査は、宮城県石巻市の鮎川港を中心とする半径50海里内の沿岸域を対象とし、平成27年4月10日から5月26日までの47日間に、小型捕鯨船4隻を用いて調査を実施した。調査期間中に、発見したミンククジラは33群33頭であり、内19頭（雄10頭、雌9頭）を採集し、体長の計測や胃内容物データの収集等を行った。当研究所からは、調査研究部の茂越室長が調査団長を務め、化学分析担当として安永室長、調査員として磯田主任研究員が参加した。

（2）釧路沖調査

本調査は、地推協より委託を受け、国際水研が実施主管となり、当研究所及び海洋大が協力して調査を実施している。

平成27年の釧路沖鯨類捕獲調査は、北海道釧路市の釧路港を中心とする半径50海里内の道東沿岸域を対象とし、平成27年9月5日から10月23日までの49日間で、小型捕鯨船4隻を用いて調査を実施した。調査期間中に、発見したミンククジラは88群94頭であり、内51頭（雄35頭、雌16頭）を採集し、体長の計測や胃内容物データの収集のほかバイオブシーサンプルの採集の試み等を行った。当研究所からは、調査団化学分析担当として、調査研究部の茂越室長と中井

研究員が参加した。

7. DNA 検査事業登録事業

日本国内の定置網において混獲される鯨類の DNA 検査を実施するほか、鯨肉等鯨製品に関する国内流通の適正化と商業捕鯨再開に備えた監視取締り制度の確立に向けて、登録機関として DNA 検査を実施している。

平成 27 年度に定置網に混獲し、送付されたサンプルの DNA 検査を実施したのは 159 検体であった。また、アイスランド産鯨肉及びノルウェー産鯨肉等、依頼のあったサンプルについても同様に DNA 検査を行った。

8. 鯨友の会

鯨類資源の適切な管理と持続的利用を推進し、併せて、我が国の伝統文化である鯨食文化を維持・継承するため、調査副産物である鯨製品の普及拡大、会員相互の親睦を図ることを目的として事業を実施している。

平成 27 年度は、会員数 374 名、鯨製品の特典発送件数 362 件となった。

9. 賛助会

当研究所の目的と活動について、賛同を得た法人及び個人からの年会費納入により成り立っている。

平成 27 年度の入会は個人会員 10 名、法人会員 5 社であり、会員数は、平成 28 年 9 月 30 日現在、法人会員 186 社、個人会員 177 名となった。会員向けには、「鯨研通信」を送付している。また、会員拡大と会費増収に向けた対策を平成 29 年度に向けて進めている。

10. 国際情勢に関する調査及び情報収集並びに提供事業

IWC/SC や IWC 年次会合（本会議）等の国際会議への出席および発表、及び国際裁判等を中心に本事業を実施している。

(1) 北太平洋海洋科学機構（以下、「PICES」という。）2015 年年次会合

PICES2015 年年次会合が、平成 27 年 10 月 15 日から 23 日まで中国の青島で開催され、当研究所からは調査研究部の田村部長が AP-MBM（海産哺乳類および海鳥類の諮問委員会）メンバーおよび IWC オブザーバーとして参加した。また、小西主任研究員が、捕獲調査の成果である長期的なイワシクジラの食性の変化について発表した。来年の会合はアメリカのサンディエゴで開催される予定である。

(2) 北大西洋海産哺乳動物委員会（以下、「NAMMCO」という。）の 大型鯨類の捕殺方法に関する専門家委員会

NAMMCO の大型鯨類の捕殺方法に関する専門家委員会が、平成 27 年 11 月 3 日から 6 日まで、デンマークのコペンハーゲンにおいて開催された。本会合には、NAMMCO 加盟国及び大型鯨類狩猟国の計 8 カ国 26 名（カナダ、デンマーク、グリーンランド、アイスランド、日本、オランダ、ノルウェー、米国）が出席した。日本からは、当研究所調査研究部の茂越室長が参加し、過去 5 年間に捕獲されたヒゲクジラ及びマッコウクジラについて報告する他、北西太平洋（沖合及び沿岸において捕獲されたミンククジラの致死時間の差異についての比較検討結果をプレゼンテーションした。

(3) 第 22 回 NAMMCO 科学委員会

第 22 回 NAMMCO の科学委員会が平成 27 年 11 月 9 日から 12 日まで、フェロー諸島のトルソムにおいて開催された。本会合には、NAMMCO 加盟国のグリーンランド、ノルウェー、フェロー諸島、アイスランドから 11 名、及び事務局から 3 名で計 14 名が参加した。会合の議長は、アイスランドのグンラングソン博士が務めた。また、日本からオブザーバーとして海洋大院の北門准教授及び当研究所のパステネ主幹が参加し、大型鯨類に関して南極海鯨類捕獲調査（以下、「JARPA II」という。）の成果、新南極海鯨類科学調査計画（以下、「NEWREP-A」という。）の概要、日本の鯨類研究の進捗状況について発表を行った。

(4) 世界頭足類会議 2015（以下、「CIAC 2015」という。）

CAIC 2015 が、平成 27 年 11 月 6 日から 14 日まで函館において開催された。会議には 30 カ国から 200 名以上が参加した。当研究所からは調査研究部の磯田主任研究員が参加し、JARPN II で採集したマッコウクジラの胃内容物研究についてポスター発表を行った。

(5) 第 21 回国際海棲哺乳類学会（以下、「MMC 2015」という。）

MMC 2015 が、平成 27 年 12 月 13 から 18 日まで米国のサンフランシスコにおいて開催された。参加者は、北米、欧州及び豪州が大きなウェイトを占めていたが、日本からの参加者も多く見られた。今大会は 1,500 を超える「論文要約」の提出があり、スマートフォンのアプリを提供することで、参加者が広い会場をより効率よく移動できる工夫もされていた。当研究所からは、調査研究部の小西主任研究員が参加し、クロミンククジラの栄養状態の経年変化について発表した。

(6) JARPN II の成果をレビューするための専門家作業部会

IWC 主催による、JARPN II の成果をレビューするための専門家会合が平成 28 年 2 月 22 日から 26 日まで、豊海センタービル会議室において開催された。本会合では、2000 年から 2014 年にかけて行われた JARPN II の最終的な成果のレビューを行った。

IWC/SC が設定したガイドラインに従いフォルトゥナ博士が議長となり、会合には、アメリカ、イギリス、イタリア、カナダ、スペイン、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、日本より計 13 名のパネルメンバー、調査実施側として日本からは当研究所の研究者 8 名を含む合計 23 名の研究者が参加した。この他南アフリカ、ノルウェー、オーストラリアから各 1 名計 3 名がオブザーバーとして参加した。

日本側からは調査成果として 55 編の研究成果文書と 37 編の参考文書を提出するとともに、パワーポイントを用いた研究成果の説明を 20 件行い、さらにオブザーバーにより提出された批判文

書（1編）に対する「反論」文書1編を提出した。

(7) 南極海生態系に関するセミナー

上海海洋大学のZhu教授主催の「南極海生態系に関するセミナー」が、平成28年5月12日、当研究所において開催された。

セミナーでは、当研究所のパステネ主幹が「東南極における海洋生態系の変化の指標種としての鯨類」、調査研究部の田村部長が「日本によるオキアミ調査計画と2015/16年における調査結果の概要」、そしてZhu教授が「中国におけるナンキョクオキアミの生態学的調査：概要と将来的な共同研究」を発表し、それぞれ活発な議論が行われた。

(8) チリの水産研究所 INPESCA 研究員によるレクチャー

チリの水産研究所の一つである INPESCA (the Instituto de Investigacion Pesquera) から Sepulveda 理事長と Vasquez 研究員の2名が平成28年5月30日、当研究所に来訪し、INPESCA とそこで行われている研究についての紹介を行った。INPESCA は総勢約60名の水産研究所で、主にサバの生態研究と海洋環境の変化についての研究を行っているとのことであった。

(9) 第66b回 IWC/SC

第66b回 IWC/SC が、平成28年6月9日から20日までスロベニアのブレッドで開催された。日本からは、海洋大、国際水研、水産庁から20名が参加し、当研究所からは藤瀬理事長、パステネ研究主幹ら6名が参加した。議長は、Fortuna (伊) になった。

今年の IWC/SC では、8つの分科会と3つの作業部会が開催された。平成28年2月に開催された JARPN II レビューの結果について議論されたほか、2015/2016年度より開始された NEWREP-A の調査結果や解析の進捗について発表を行い、有益な議論が行われた。

次回第67a回の IWC/SC 会合もスロベニアのブレッドで、平成29年5月9日から21日に開催される予定である。

(10) 南極の海洋生物資源の保存に関する委員会（以下、「CCAMLR」という。）の生態系モニタリング管理作業部会（WG-EMM-16）

オキアミ類と魚類の南極海生態系に属する海洋生物資源の管理を主に行っている、CCAMLR の2016年度生態系モニタリング管理作業部会が、平成28年7月4日から15日にかけてイタリアボローニャの国立研究協議会（CNR）で開催された。日本から、水産庁、国際水研、海洋大のほか当研究所からパステネ研究主幹が参加した。会合は、オーストラリアの川口氏が議長を務め、CCAMLR 事務局とジョーンズ氏（CCAMLR 科学委員会議長）によって行われた。この他、アルゼンチン、オーストラリアを始め、合計20カ国69名の科学者が参加した。IWC/SC のカレイ氏（ニュージーランド）がオブザーバーを務めた。議題は主に、1) オキアミ中心のエコシステムとオキアミ漁業の管理に関する課題、2) 海洋保護区（MPAs）や脆弱な海洋生態系（VMEs）を含めた空間的管理の2つであった。日本からは2015/16年度の第三勇新丸によるオキアミ調査の結果、およびCCAMLRの48.1と48.2の管理海区におけるヒゲクジラの目視による分布密度の季節変動、ならびにIV区とV区における鯨類を含む生態系の変化について報告した。会合の報告はCCAMLRのホームページで見ることができる。

(1 1) SSCS 及びポール・ワトソンに対する妨害差止め請求裁判

平成 23 年 12 月に始まった妨害差止め裁判は、ワシントン州連邦地裁の妨害差止めの仮処分棄却を受け、平成 24 年 4 月第九巡回控訴裁判所に控訴、同 12 月第九巡回控訴裁判所は妨害差止めの仮処分命令を発出した。それにもかかわらず、SSCS がこれに違反し、妨害を繰り返したため、平成 25 年 2 月同裁判所に法廷侮辱の申し立てを行った。平成 26 年 12 月、第九巡回控訴裁判所は SSCS、ポール・ワトソン及び当時の理事らが差止め命令に違反したとして法廷侮辱罪に課した。この法廷侮辱罪の賠償金として、SSCS 側は原告に 255 万ドル（約 3 億）を支払った。

永久的妨害差止めを求める本訴は連邦地裁に差し戻しとなり、平成 28 年 10 月 11 日に開廷されることから、同 4 月に連邦地裁において証拠開示（Discovery）やスケジュールの確認等が行われたが、同 8 月上旬に、調停人を介した調停協議を行われ、永久妨害差止めについて SSCS 側と合意。同 8 月 22 日、調停合意に基づき永久差止め命令を執行させるための申し立てを連邦地裁に提出し、同 8 月 24 日連邦地裁は永久差止め命令を執行した。また、同 9 月 1 日第九巡回控訴裁判所も仮処分命令解除の命令を発出し、これにより、本件に関わる一連の裁判が結審した。

1 1. 資料の収集と提供事業

当研究所の調査・研究の活動内容及び国内外の鯨関連情報の収集等を行い、またこれらに関する広報活動等を実施した。

具体的には、鯨に関する書籍、新聞や雑誌等の各種記事、TV 放映番組、CD や DVD などを収集した。日本語及び英語のホームページでは、当研究所の活動に関する情報を提供した。ポータルサイト「クジラ横丁」では、イベント等の情報発信、クジラ料理店・販売店の紹介及び鯨肉に関する知識を紹介した。この他、パンフレット等の編集作業や季刊誌「鯨研通信」を発行した。

啓発活動として、第 6 回全調協食育フェスタの食育情報フェアでブースを出し、「クジラの学校」の紹介、写真の展示、鯨肉の栄養に関する資料やレシピ等の配布及び鯨肉の試食、食育・健康セミナーにおいて講演を行った。また、東京近郊を中心に親子や一般消費者を対象とした「くじら博士の出張授業&料理教室」を行い、クジラの生態や進化の過程等についてパワーポイントや標本を用いて分かりやすく解説するとともに、鯨の利用や栄養について紹介した後、鯨肉の試食を行った。この他、依頼があった学校やイベントに当研究所の研究者が赴き、出張授業を行った。

東京霞ヶ関官庁の夏定例イベント「子ども霞ヶ関見学デー」では、クジラの展示部分担当で参加した。栄養士を目指す学生に食材としての鯨肉の種類、栄養価、特性等を知ってもらうことを目的に、ワークショップも行った。

2007 年から 9 地域で開催されてきた全国鯨フォーラムは、今年度は「全国鯨フォーラム 2016 東京」として、日本捕鯨協会と捕鯨を守る全国自治体連絡協議会が主催、共同船舶（株）と当研究所が共催という形をとり開催された。森下 IWC 日本政府代表が基調講演を行い、その後各市町の代表によるパネルディスカッションが行われた。最後には、協議会や日本捕鯨協会他、捕鯨関係者一同の連名で東京宣言が採択され、沿岸小型捕鯨によるミンク鯨の捕獲枠の確保を求めること、鯨類科学調査の継続実施を支持すること、捕鯨技術の伝承や若い世代への捕鯨文化と鯨食文化の継承に努めることが宣言された。